

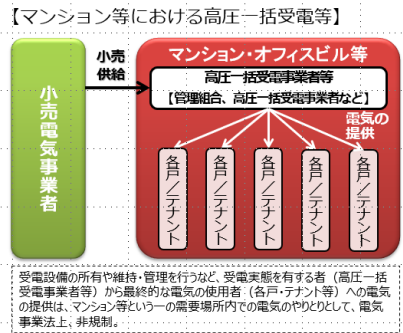
「電力の小売営業に関する指針」 新旧対照表

改 定 後	現 行
電力の小売営業に関する指針	電力の小売営業に関する指針
目 次	目 次
序 (略)	序 (略)
1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為	1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為
(1) (略)	(1) (略)
(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付	(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付
ア (略)	ア (略)
イ 望ましい行為等	イ 望ましい行為等
i) ~vi) (略)	i) ~vi) (略)
vii) 高圧一括受電等や需要家代理モデルにおける説明等	vii) 高圧一括受電や需要家代理モデルにおける説明等
viii) (略)	viii) (略)
(3) (略)	(3) (略)
2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為等	2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為等
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 高圧一括受電等や需要家代理モデルにおける問題となる行為及び望ましい行為	(3) 高圧一括受電や需要家代理モデルにおける望ましい行為
<u>ア 高圧一括受電等における問題となる行為及び望ましい行為</u>	(新設)
i) 基本的な考え方	
ii) 小売電気事業者の問題となる行為	
iii) 高圧一括受電事業者等の望ましい行為	
<u>イ 需要家代理モデルにおける望ましい行為</u>	
(4) (略)	(4) (略)
3～6 (略)	3～6 (略)
【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】 (略)	【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】 (略)

改定後	現 行
<p>序</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 本指針で用いる用語の定義</p> <p>² 小売供給契約の締結の媒介・取次ぎ・代理のそれぞれの内容については後述の2 (2)を参照されたい。また、<u>高圧一括受電等</u>及び需要家代理モデルについては、後述の1 (2)イ vii) 及び2 (3)を参照されたい。</p> <p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為等</p> <p>i) ~vi) (略)</p> <p>vii) <u>高圧一括受電等</u>や需要家代理モデルにおける説明等</p> <p>後述の2 (3) <u>ア</u>のとおり、<u>マンションやオフィスビル等におけるいわゆる高圧一括受電のように、需要家と最終的な電気の利用者が異なる場合 (以下「高圧一括受電等」という。)における一の需要場所内での電気のやりとりは、電気事業法上の規制の対象外であるが、最終的な電気の利用者の保護の観点から、当該マンションやオフィスビル等という一の需要場所における受電実態 (設置された受電設備の所有や維持・管理をいう。以下同じ。)を有する者 (マンション管理組合や高圧一括受電事業者を含み、以下「高圧一括受電事業者等」という。)は、小売電気事業者に求められる需要家保護策と同等の措置を適切に行うことが望ましい。高圧一括受電等における問題となる行為及び望ましい行為の詳細は後述の2 (3) <u>ア</u>を参照されたい。</u></p> <p>また、後述の2 (3) <u>イ</u>のとおり、需要家代理モデルについても、電気事業法上の規制の対象外であるが、需要家の保護の観点からは、需要家代理モデルにおいても、需要家と代理契約を締結する代理事業者が、需要家に対し、小売電気事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を行うことが</p>	<p>序</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 本指針で用いる用語の定義</p> <p>² 小売供給契約の締結の媒介・取次ぎ・代理のそれぞれの内容については後述の2 (2)を参照されたい。また、<u>高圧一括受電</u>及び需要家代理モデルについては、後述の1 (2)イ vii) 及び2 (3)を参照されたい。</p> <p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為等</p> <p>i) ~vi) (略)</p> <p>vii) <u>高圧一括受電</u>や需要家代理モデルにおける説明等</p> <p>後述の2 (3) のとおり、<u>高圧一括受電による一の需要場所内での電気のやりとりは、電気事業法上の規制の対象外であるが、最終的な電気の利用者の保護の観点から、高圧一括受電事業者は、小売電気事業者に求められる需要家保護策と同等の措置を適切に行うことが望ましい。このため、高圧一括受電事業者は、最終的な電気の使用を希望する者から高圧一括受電による一の需要場所内での電気の提供サービスの利用申込みを受けた場合には、当該者に対して小売電気事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を行うことが望ましい。これに加えて、管理組合による集会において高圧一括受電サービスの導入に係る決議を行うために住民説明会等が行われる場合には、高圧一括受電事業者は、その際にも十分な説明を行うことが望ましい。</u></p> <p>また、後述の2 (3) のとおり、需要家代理モデルについても、電気事業法上の規制の対象外であるが、需要家の保護の観点からは、需要家代理モデルにおいても、需要家と代理契約を締結する代理事業者が、需要家に対し、小売電気事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を行うことが望ましい。<u>これにより、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明</u></p>

改定後	現行
<p>望ましい。<u>需要家代理モデルにおける望ましい行為の詳細は後述の2（3）イを参照されたい。</u></p> <p>viii) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>高圧一括受電等や需要家代理モデルにおける問題となる行為及び望ましい行為</u></p> <p><u>ア 高圧一括受電等における問題となる行為及び望ましい行為</u></p> <p><u>i) 基本的な考え方</u></p> <p><u>前述の1（2）イvii)のとおり、高圧一括受電等における最終的な電気の利用者への電気の提供は、当該マンションやオフィスビル等という一の需要場所における受電実態を有する者（高圧一括受電事業者等）が、当該需要場所におけるマンション各戸や各テナント等の最終的な電気の利用者に電気を提供するものである。このような受電実態を有する高圧一括受電事業者等から最終的な電気の利用者への電気の提供は、一の需要場所内での電気のやりとりとして、電気事業法上の規制の対象外である（なお、このような受電実態を有する高圧一括受電事業者等は、電気事業法上の需要家と位置づけられる。）。</u></p> <p>しかしながら、<u>上記のような高圧一括受電事業者等による電気の提供が電気事業法の規制の対象外であるからといって、高圧一括受電事業者等が最終的な電気の使用を希望する者に適切な情報提供をしないことや、電気を供給する契約の内容や解除等手続及び苦情・問合せへの対応が不適正であること等により、当該者の利益が害されることはあってはならない。</u></p> <p><u>以下に、マンション等における一括受電のモデル図を示す。</u></p>	<p><u>が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境が整備されることが期待される。</u></p> <p>viii) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>高圧一括受電や需要家代理モデルにおける望ましい行為</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>マンションやオフィスビル等におけるいわゆる高圧一括受電による電気の提供は、当該マンションやオフィスビル等という一の需要場所における受電実態（設置された受電設備の所有や維持・管理）を有する高圧一括受電事業者が、当該需要場所におけるマンション各戸や各テナント等の最終的な電気の利用者に電気を提供するものである。このような受電実態を有する高圧一括受電事業者から最終的な電気の利用者への電気の提供は、一の需要場所内での電気のやりとりとして、電気事業法上の規制の対象外である（なお、このような受電実態を有する高圧一括受電事業者は、電気事業法上の需要家と位置づけられる。）。</u></p> <p>しかしながら、<u>高圧一括受電による場合、電気事業法の規制の対象外であるからといって、高圧一括受電事業者が最終的な電気の使用を希望する者に適切な情報提供をしないことや、電気を供給する契約の内容や解除等手続及び苦情・問合せへの対応が不適正であること等により、当該者の利益が害されることはあってはならない。最終的な電気の利用者の保護の観点から、高</u></p>

改定後



ii) 小売電気事業者の問題となる行為

高圧一括受電等においてマンションやオフィスビル等に対して電気を供給する小売電気事業者が、電気事業法上の需要家と位置付けられる高圧一括受電事業者等との関係において、本指針に定められた小売電気事業者に求められる需要家保護策を適切に行わないことは、問題となる。

また、小売電気事業者がマンション管理組合等から業務委託を受けること等により、契約上、最終的な電気の利用者に対して本指針に定められた小売電気事業者に求められる需要家保護策と同等の措置（以下「保護措置」という。）を適切に行う義務を負う場合には、当該保護措置を適切に行わないことは、問題となる。

加えて、小売電気事業者と高圧一括受電事業者等が同一である場合若しくは密接関係性を有する場合³⁴、又は、小売電気事業者と高圧一括受電事業者等が営利の目的をもって反復継続的に共同して高圧一括受電等のモデルを構築している場合であって、小売電気事業者が高圧一括受電事業者等において保護措置が適切に行われるよう監督を行わず、結果として、高圧一括受電事業者等が保護措置を適切に行わなかった場合には、問題となる。

現行

圧一括受電事業者は、本指針に定められた小売電気事業者に求められる需要家保護策と同等の措置を適切に行うことが望ましい。

(新設)

改定後	現行
<p>²⁴ <u>電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）第1（47）①において定める「密接な関係」の範囲と同様である。ただし、同基準第1（47）①へについては、自らが維持し、及び運用する電線路を介して電気を供給する事業を営もうとする場合に限らない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>iii) 高圧一括受電事業者等の望ましい行為</u></p> <p><u>最終的な電気の使用者の保護の観点から、高圧一括受電事業者等は、保護措置を適切に行うことが望ましい。</u></p> <p><u>特に、説明・書面交付に関して、高圧一括受電事業者等は、最終的な電気の使用を希望する者から高圧一括受電等による一の需要場所内での電気の提供サービスの利用申込みを受けた場合には、当該者に対して小売電気事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を行うことが望ましい。これに加えて、管理組合による集会において高圧一括受電等サービスの導入に係る決議を行うために住民説明会等が行われる場合には、高圧一括受電事業者等は、その際にも十分な説明を行うことが望ましい。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>イ 需要家代理モデルにおける望ましい行為</u></p> <p>需要家に代わって、小売電気事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメリットをもたらす需要家代理モデルが想定される。需要家代理モデルにおける代理事業者はあくまで需要家の代理であって、小売供給契約の主体は小売電気事業者と当該需要家であることから、このような営業・契約形態も、電気事業法上の規制の対象外である。</p> <p>需要家代理モデルの場合、高圧一括受電等と異なり、<u>最終的な電気の使用者である需要家との小売供給契約の内容や解除等手続及び苦情・問合せへの対応の適正性については、小売電気事業者が電気事業法上の責任を負っているが、電気事業法の規制の対象外であるから</u>とあって、需要家の代理事業者が需要家</p>	<p>(新設)</p> <p><u>また、需要家に代わって、小売電気事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメリットをもたらす需要家代理モデルが新たに想定される。需要家代理モデルにおける代理事業者はあくまで需要家の代理であって、小売供給契約の主体は小売電気事業者と当該需要家であることから、このような営業・契約形態も、電気事業法上の規制の対象外である。</u></p> <p>需要家代理モデルの場合、高圧一括受電と異なり、需要家との小売供給契約の内容や解除等手続及び苦情・問合せへの対応の適正性については、小売電気事業者が電気事業法上の責任を負っているが、電気事業法の規制の対象外であるからとあって、需要家の代理事業者が需要家に適切な情報提供をしないこと</p>

改定後

に適切な情報提供をしないことによって、需要家の利益が害されることがあつてはならないことは、高圧一括受電等による場合と同様である。そこで、需要家代理モデルにおける代理事業者は、本指針に定められた小売電気事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うことが望ましい。これにより、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境が整備されることが期待される。

以下に、需要家代理モデルのモデル図を示す。

【需要家代理モデル】



(4) (略)

3～6 (略)

【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

1 (略)

(1) (略)

(2) 供給条件の説明の程度及び方法

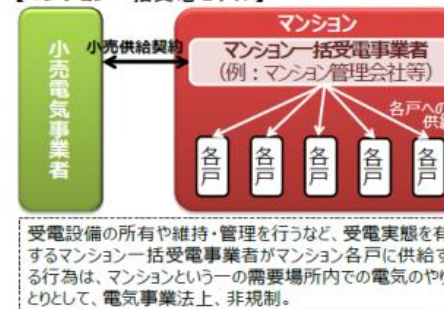
供給条件の説明義務を課す目的は、需要家が料金その他の供給条件について十分に理解した上で、契約を締結することができるようにすることである。つまり、単

現行

によって、需要家の利益が害されることがあつてはならないことは、高圧一括受電による場合と同様である。そこで、需要家代理モデルにおける代理事業者は、本指針に定められた小売電気事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うことが望ましい。

以下に、マンションにおける高圧一括受電や需要家代理モデルのモデル図を示す。

【マンション一括受電モデル】



(4) (略)

3～6 (略)

【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

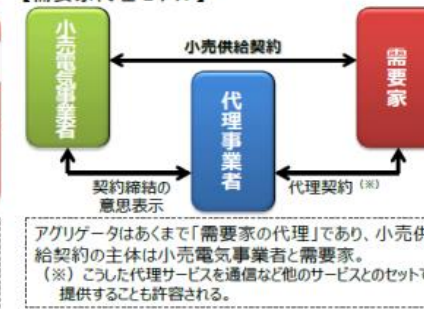
1 (略)

(1) (略)

(2) 供給条件の説明の程度及び方法

供給条件の説明義務を課す目的は、需要家が料金その他の供給条件について十分に理解した上で、契約を締結することができるようにすることである。つまり、単

【需要家代理モデル】



改定後	現行
<p>に情報を伝達するだけでなく、需要家はその情報を十分に理解した上で、適切な判断ができるようにすることが、その趣旨である。</p> <p>したがって、説明とは、単に小売電気事業者等が説明すべき事項に関する情報を需要家が入手できる状態とする、あるいは需要家に伝達するだけでは不十分であり、需要家が当該事項に関する情報を一通り聴きあるいは読むなどして、その事項について当該需要家の理解の形成を図ることが必要である。また、小売事業者等が需要家に契約内容を説明するに当たっては、需要家の知識や経験、小売供給契約を締結する目的に照らして、需要家に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない（施行規則第3条の12第6項）。</p> <p>一方、小売電気事業者と需要家が契約を締結するに当たっては、小売電気事業者からの説明に対し、需要家からの質問や契約締結の意思表示がなされること等、小売電気事業者と需要家の間の双方向でのやりとりが生じる。このため、口頭や電話による説明の方法に限らず、インターネットのウェブサイト上で説明事項を需要家に閲覧させるいわゆるオンライン・サインアップによる説明の方法³⁵や、ダイレクトメール・パンフレット等に説明事項を記載し、需要家にこれを読ませた上で小売供給契約の申込みを受け付ける場合における、当該ダイレクトメール等による説明の方法であっても、需要家に分かりやすい説明事項の記載を行う、需要家が理解したことを確認するなど、適切な対応を取ることで、説明義務を果たすことは可能と考えられる。</p> <p>³⁵ この場合の電磁的方法による書面記載事項の提供方法については、後述の2（2）ウii）及び3（2）ウii）を参照。</p> <p>（3）（略）</p> <p>2 契約締結前の書面交付義務</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）遵守すべきルール</p>	<p>に情報を伝達するだけでなく、需要家はその情報を十分に理解した上で、適切な判断ができるようにすることが、その趣旨である。</p> <p>したがって、説明とは、単に小売電気事業者等が説明すべき事項に関する情報を需要家が入手できる状態とする、あるいは需要家に伝達するだけでは不十分であり、需要家が当該事項に関する情報を一通り聴きあるいは読むなどして、その事項について当該需要家の理解の形成を図ることが必要である。また、小売事業者等が需要家に契約内容を説明するに当たっては、需要家の知識や経験、小売供給契約を締結する目的に照らして、需要家に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない（施行規則第3条の12第6項）。</p> <p>一方、小売電気事業者と需要家が契約を締結するに当たっては、小売電気事業者からの説明に対し、需要家からの質問や契約締結の意思表示がなされること等、小売電気事業者と需要家の間の双方向でのやりとりが生じる。このため、口頭や電話による説明の方法に限らず、インターネットのウェブサイト上で説明事項を需要家に閲覧させるいわゆるオンライン・サインアップによる説明の方法³⁴や、ダイレクトメール・パンフレット等に説明事項を記載し、需要家にこれを読ませた上で小売供給契約の申込みを受け付ける場合における、当該ダイレクトメール等による説明の方法であっても、需要家に分かりやすい説明事項の記載を行う、需要家が理解したことを確認するなど、適切な対応を取ることで、説明義務を果たすことは可能と考えられる。</p> <p>³⁴ この場合の電磁的方法による書面記載事項の提供方法については、後述の2（2）ウii）及び3（2）ウii）を参照。</p> <p>（3）（略）</p> <p>2 契約締結前の書面交付義務</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）遵守すべきルール</p>

改 定 後	現 行
<p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 契約締結前交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法</p> <p>i) 需要家の承諾を得る方法</p> <p>需要家の承諾を得る方法については、あらかじめ、需要家に対し、小売電気事業者等が用いる電磁的方法の種類（後述の2（2）ウii）参照）及び内容（ファイルへの記録の方式）を示し、需要家から書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要となる（電気事業法施行令（昭和46年政令第206号）第2条第1項並びに施行規則第3条の14及び第3条の15）。また、このような承諾を得た場合であっても、その後に需要家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、契約締結前交付書面に代わる電磁的方法による提供をしてはならない（電気事業法施行令第2条第2項）。</p> <p><u>なお、前述の2（1）の趣旨に照らせば、電話において需要家が口頭で承諾した旨を録音する方法は、認められない。</u></p> <p>ii) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 契約締結前交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法</p> <p>i) 需要家の承諾を得る方法</p> <p>需要家の承諾を得る方法については、あらかじめ、需要家に対し、小売電気事業者等が用いる電磁的方法の種類（後述の2（2）ウii）参照）及び内容（ファイルへの記録の方式）を示し、需要家から書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要となる（電気事業法施行令（昭和46年政令第206号）第2条第1項並びに施行規則第3条の14及び第3条の15）。また、このような承諾を得た場合であっても、その後に需要家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、契約締結前交付書面に代わる電磁的方法による提供をしてはならない（電気事業法施行令第2条第2項）。</p> <p>ii) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>